

告 示

埼玉県告示第三百号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり辞退の届出があった。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
医療法人双鳳会 王クリニック 山	白岡市寺塚一二三一一	令和六年三月三十一日
波多野歯科医院	草加市高砂一―三―一―三F	令和六年三月四日
さくら歯科医院	吉川市吉川一五〇八一―	令和六年三月十五日